

令和 5 年度

四国地方保護司等代表者協議会
資料

とき： 令和 5 年 10 月 18 日（水）・19 日（木）

ところ： 高松市「リーガホテルゼスト高松」

四国地方更生保護委員会

四国地方保護司連盟

目 次

開 催 要 領	1
日 程	2
各分科会・共通	3～8
第1分科会	9～17
第2分科会	18～24
第3分科会	25～32
分科会協議結果報告及び全体協議	33～34
講 評	35
役 割 表	36
協議員（研修員）名簿	37
参列者名簿	38

令和5年度四国地方保護司等代表者協議会開催要領

1 趣旨

四国地方の保護司の代表者及び更生保護施設職員の参集を求め、更生保護が当面する諸問題について研究協議を行うことにより関係者の意識の統一を図り、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

2 期日及び会場

- (1) 期 日 令和5年10月18日（水）・19日（木）
(2) 会 場 リーガホテルゼスト高松
高松市古新町9-1
電話087-822-3555

3 主 催

法務省保護局、更生保護法人全国保護司連盟、更生保護法人日本更生保護協会、四国地方更生保護委員会、四国地方保護司連盟、高松保護観察所、香川県保護司会連合会

4 後 援

四国地方更生保護施設連盟、更生保護法人四国地方保護観察協会、更生保護法人香川県更生保護協会

5 協議員及び参列者

- | | | |
|---------|--------------|-----|
| (1) 協議員 | 保 護 司 | 45名 |
| | 更生保護施設長等 | 4名 |
| (2) 参列者 | 県保護司会連合会会長 | 4名 |
| | 県保護司会連合会事務局長 | 4名 |

6 日 程

別記「1」のとおり

7 研究協議事項

- (1) 「推薦・委嘱の手順、年齢条件」「保護司の使命」
- (2) 「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」「保護司の使命」
- (3) 「待遇、活動環境」「保護司の使命」

8 研究協議の方法

- (1) 研究協議は、分科会協議及び全体協議により行う。
- (2) 分科会協議は、協議員が上記7の研究協議事項(1)、(2)、(3)のいずれかの分科会に配属し、あらかじめそれぞれのテーマに沿って協議を行う。
- (3) 全体協議は、各分科会の協議結果報告に基づき、全体で協議を行う。
- (4) 分科会の司会又は協議結果報告は、あらかじめ選定された協議員がこれを担当する。
- (5) 全体協議会での司会又は助言はあらかじめ選定された協議員が担当する。

別記1

日 程

10月18日（水）

13:00 受付開始

13:30 開会 司会：四国地方更生保護委員会更生保護管理官付
開会あいさつ 四国地方更生保護委員会委員長

四国地方保護司連盟会長

全国保護司連盟事務局長

13:55 オリエンテーション

14:00 刑法等の一部改正による更生保護法等の主な改正事項（報告）

： 四国地方更生保護委員会更生保護管理官

14:15 地域支援ネットワークの構築に向けた取組について（報告）

： 管内保護観察所長（各10分）

14:55 質疑応答

15:00 保護局説明：保護局更生保護振興課企画調整官

15:20 分科会協議のポイント説明：四国地方更生保護委員会事務局長

15:30 休憩・会場移動

15:45 分科会協議 【助言者】第1分科会 高松保護観察所長

第2分科会 徳島保護観察所長

第3分科会 松山・高知保護観察所長

17:30 分科会協議終了

10月19日（木）

9:00 全体協議 【助言者】四国地方更生保護委員会事務局長
各保護観察所長

第1分科会、第2分科会、第3分科会の順にそれぞれ40分

協議結果報告（20分）

協議結果報告を受けての質疑応答・意見交換（20分）

11:00 休憩

11:15 講評 四国地方更生保護委員会委員長

11:25 閉会あいさつ 香川県保護司会連合会会长

11:30 閉会

各分科会・共通

研究協議事項 保護司の使命

【現状】

保護司法において、以下のとおりとされている。

○保護司法第1条（保護司の使命）

保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

○同法第9条（服務）

保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

【主な論点】

○保護司法第1条（保護司の使命）、同法第9条（服務）

○これからの時代を見据えた保護司の使命とは など

2 四国管内の保護司から寄せられた意見等

【現状・課題】

○保護司法第1条（保護司の使命）

- ・保護司法第1条（保護司の使命）のままで良いと思う。
- ・現行のまま、引き続き保護司法第1条及び第9条の規定に基づき、誠実に肅々と活動。
- ・崇高な精神を持つ方々が活動してくださっている。ただ、今後については不安な部分もある。
- ・社会奉仕の精神を持ち、取り組んでいるが、高齢化も進み、定数割れとの実情もあり、今後の活動に影響が出てくるであろう。
- ・コロナで活動が規制され、十分使命が果たされていないと思う。と言うより、保護司としての使命感が希薄になりかけていると思われる。使命が何なのか把握できていない保護司がいるのではないかと思う。
（以上 徳島県）
- ・保護司は罪を犯した人の更生を手助けし、再犯防止の為に社明運動などを通して、更生保護女性会をはじめ地域社会の一員として更生保護活動をするのを使命と考えます。
- ・それぞれ志をもって委嘱を受ける。
- ・保護司の使命、服務は必要なことで、全く変える必要がないと考える。
- ・今のままでいい。
- ・保護司の使命、服務については現行の規定どおりでよいと思われる。
- ・保護司法第1条・第9条の使命、服務でよいと思う。
- ・現在の格調高い表現による保護司としての自覚は常に必要であると思う。
- ・2大目的である①犯罪者等の改善更生を助ける。②犯罪の予防。については保護司の使命としてよいと思う。
- ・保護司は崇高な役割を持った職務である。そのことを自覚することにより尊厳を持って活動することが肝要と思われる。そして地域社会から尊敬される存在でありたい。

- ・保護司の使命は、時代と共に変わるものではなく、普遍の概念を示す旗として大切にすべきであると考えます。
- ・現在の表現を維持した方がよい。
- ・法で求める高い使命を背負って、なってくれる人は少ない。
- ・田舎は担当者も少なく、保護司も使命の認識が少ないとと思う。
- ・保護司法第1条にあるが、前任保護司から勧められ就任し、保護観察官の指示や会合に参加するなど、言われたことをこなしている。
- ・既存の更生保護による支援の限界。対象者の更生と地域社会の防犯が使命。
- ・現状としては、保護司法第1条の保護司の使命に従って業務を行っている。課題としては、保護司自身も高齢化し職務を行うことも大変を感じている。
- ・世の中のグローバル化の視点を取り入れればと思う。 (以上 香川県)
- ・現状の保護司法の表現について異議を唱えるものではない。
- ・現状のままで良いと思う。
- ・保護司にかかわらず、最近ではボランティア活動に参加する人が少なくなってきたというように思う。保護司の基本には社会奉仕の精神が求められているが、これからはボランティアだけに頼っていくのは難しいのではないか。
- ・保護司の使命と服務のバランスの再考。
- ・保護司法第1条及び第9条では崇高的な表現となっており、各位取り組んでおられると思う。ただ、保護司の身分がボランティアであり、社会奉仕である以上限界はあると思われる。
- ・第1条にある社会奉仕の精神とか公共の福祉と云う言葉は、十分理解できるが、現在の社会状況の中で地方では、学校の統廃合や過疎化が進み組織的な活動をする機会が少なくなり、以前に比べ家庭・職場・地域において他人との関わりが大変少なくなっており、自己中心的な行動をとる人が多くなっている。 (以上 愛媛県)
- ・保護司は、そもそも社会奉仕の任であることが基本であることを認識していることが必要。
- ・保護司の使命を全うするために保護司会内はもとより、協力関係にある自治体や関係機関の支援を得る必要がある。情報共有が十分にできない状況の中で、対象者やその家族などの情報をどこまで共有できるのか、守秘義務の範囲内での明確なルールが無いことで、保護司個人が抱え込む使命への負担が大きな弊害となっている。
- ・現状で構わない。ただし、「社会奉仕の精神」「犯罪者、非行少年の改善・更生の援助」「犯罪予防のための世論の啓発」「個人及び公共の福祉への寄与」については自覚を徹底する必要があるように思う。
- ・「社会奉仕の精神」と謳っているが、言い換えれば「人の役に立ち、社会の役に立ちたいと思う心」をさすもので、「互いを認め合う心」とかいった、やわらかい表現でどうか。
- ・「地域社会の浄化」とあるが、浄化という言葉は、穢れを取り除くといった、周囲に対して強い影響力を与える言葉に受け取られる。それだけの知見を必要とするのであれば、保護司というボランティア活動でここまでできるのか違和感を持たざるを得ない。
- ・保護司法第1条の文言は、全体的に抽象化された形で表現されていて、具現化された文言にすべきではないか。 (以上 高知県)

○保護司法第9条（服務）

- ・保護司は様々な活動の中、本来の保護観察、生活環境調整等対象者を担当した場合の遂行度は高いが、その他の活動（自主的な参加行事）の参加率は低い。更生保護活動は本来の保護観察業務も含め犯罪・非行をさせない社会環境の整備（啓蒙・啓発）の必要性を認識する意識改革が必要であり、全保護司がすべての活動に対し自覚を持ち積極的に参加する

ような保護司会であるべきと考える。

- ・私の地域では、人口減や高齢化の急速な進展により、保護司として適格と思われる者が少なくなっている。また、人権擁護委員や民生委員、自治会長などの公的役職を兼任する者も多く、保護司の担い手の確保が大変困難な状況となっている。一方で、犯罪や非行の件数は減少傾向にあり保護司が扱う件数も少なくなっている現状にあり、定員数の見直しが必要でないか。

(以上 徳島県)

- ・保護司の使命、服務は必要なことで、全く変える必要がないと考える。【再掲】
- ・今までいい。【再掲】
- ・保護司の使命、服務については現行の規定どおりでよいと思われる。【再掲】
- ・保護司法第1条・第9条の使命、服務でよいと思う。【再掲】
- ・薬物依存や発達障害など専門的な知識や経験が求められるケースが増えてきている。
- ・言わされたことをこなす以外のことを積極的にできる方、できない人がいる。
- ・保護司のボランティアだけでは限界がある。
- ・保護観察官の異動が早すぎる。
- ・対象者の更生と地域社会の防犯が使命。最近は後者に力点が置かれたようになっているが、それで良いのかを考える必要がある。
- ・対象者の再犯防止、対象者の更生することの大切さを一緒に考え指導する。
- ・若い保護司は現職で働いている中で委嘱を受けているので、研修会など、平日に参加、平日の日中に参加は難しい方が多い。
- ・保護司となり対象者と寄り添い向き合うことに努めてきた。保護司活動を通じて人の輪が広がり、少しほは社会や対象者の役になっているという充実感もある。その一方で保護観察処遇の困難さを感じることがある
- ・今後、被害者弁償などの項目が増えていくと、責任も増え、なり手がいなくなる。
- ・保護観察所主体の研修（薬物など専門的な項目も含む。）がない。
- ・ボランティアを基本とする現状の制度には無理が出てきている。
- ・対象者の再犯が増えていることが心配である。
- ・社明パレードは行っているがもっと啓発活動をする必要があると思う。
- ・スキルアップの研修が少ない。
- ・再犯者率が上昇傾向にあることから、地方公共団体や民間協力者と連携した取り組みの必要性が重要と考えられる。とりわけ、社会の一員として安定した生活を送れるためのサポートが必要である。
- ・保護司は必要な知識、技術の習得、及び積極的な態度が求められる。保護観察制度の改正等を理解することや保護司の資質能力を高めるためには、これらの内容は重要と考えられる。
- ・保護司の高齢化で対象者の考え方理解できない場合がある。

(以上 香川県)

- ・現状の今まで良いと思う。【再掲】

- ・保護司の使命と服務のバランスの再考。【再掲】

- ・地区的地域別定例研修会、自主研修会の出席率は、昨年度70%前後で推移している。これを高いとみるか低いとみるかは研修部会等でこの出席率が取り上げられるところをみると低いと考えられているようである。

- ・保護司法制定後何十年も経過しているにもかかわらず、保護司の社会的地位が明確ではないえに地域や学校で周知されていない。

- ・保護司法第1条及び第9条では崇高な表現となっており、各位取り組んでおられると思う。ただ、保護司の身分がボランティアであり、社会奉仕である以上限界はあると思われる。

【再掲】

(以上 愛媛県)

- ・現状は再犯防止の見守りに止まっている。できれば、就職や住居確保など環境調整や出口支援から関わって、当事者との信頼関係を築いていくことが望ましい。
- ・発達障害、パーソナリティ障害などの知識に乏しく、当事者との関係性も個人の人生経験に依存している。
- ・保護司自身に老人としての名誉職的な感覚が見られ、持続可能な発展性を感じられない。できれば、人生の発達課題としての本質的な自己肯定感が得られるようなものでありたい。
- ・活動がボランティアの位置づけが現状なので、それに対する個人の負担（経済面、待遇面）の改善。
- ・経済面、待遇面の改善を検討する。
- ・社会において、その役割や活動内容は十分に認知されているとは言い難い現状が今日でも現存していると言っても過言ではない。日々の活動内容の啓発の在り方の不十分さが表れているものと考えられる。

(以上 高知県)

【今後必要となると考えられる事項】

- ・保護司活動は、ほぼ完全なボランティア活動である。殆どの保護司は（活動費以外）何等活動見返りを望む事はない旨承知していると思われるが、今後の新人勧誘において保護司候補者に膨大な活動時間の説明に苦慮するのは明らかであり、また現実的な保護司活動に納得対応して貰えるか疑問である。そのためにも様々な待遇改善の検討が必要である。
- ・地域差、個人差、様々な格差はあるが、一定のレベルが保てる様均一化が図れるようにしてほしい。
- ・定員数を定めた当時と現在では保護司を取り巻く環境は相当変化していると思われ、現在の定員数を維持する場合にあっては考え方を整理する必要があるのでは。保護司は今後ともボランティア（社会的奉仕の精神）で取り組むべきであり、準職業的に報酬を得るような制度とすべきではない。
- ・理想と現実のギャップが生じると思われる。ボランティアの限界について考える必要があるのでは？
- ・ボランティアにも限界があり、制度の根本的な改正が必要である。 (以上 徳島県)
- ・保護司は誇りと名誉を持って更生保護活動をしなければならない。
- ・使命となると責任が出て、「ボランティア」ができる責任は限られてくる。
- ・保護司の使命、信条にある「保護司の使命」「保護司の心」を広く伝えるために保護司に分かりやすく、親しみやすい「保護司の歌」「保護司の信条」を新しく作成してほしい。
- ・「地域社会との協働」の観点を追加して方がよいと思う。
- ・専門的なところは保護司に求めず、保護観察官が受け持つてほしい。
- ・専門機関と連携した保護観察が必要である。
- ・行政を始め、他の多くの組織との密接な協力関係が必要である。
- ・民生児童委員、青少年育成等の関係機関、団体との連携が一層必要であると思われる。
- ・枠を超えた他領域との連携。
- ・対象者への就労支援や住居の確保に繋げるためのサポートセンターなど相談拠点の確保とそれぞれの分野での連携強化が必要である。
- ・全体は今までどおりとして、細かくは環境調整や保護観察を主体とする保護司と、会議研修や啓発活動を主体とする保護司に分担し、新人保護司を勧誘する。
- ・専門的な項目に研修が必要。

- ・保護観察所主体の研修（薬物など専門的な項目も含む。）が必要である。
- ・委嘱時の研修で定例研修の重要性を徹底させる必要がある。（仕事等で現役時にはほとんど欠席する人がいる）
- ・あるべき保護司会の活動について検討が必要。
- ・更生するために保護司も研修会等勉強することが必要。
- ・19時開始とか、土日開催の検討も必要。
- ・学校・地区コミュニティ協議会などとのより一層の連携が望まれる、高松地区保護司会は分区で構成されており、現状ではなかなか難しい。
- ・難しいことではあると思うが、新しい制度が必要であると思う。
- ・保護司の高齢化が進んでいるので若い保護司を入れる必要がある。
- ・ボランティアと言っているが、ボランティアの域を超えている。
- ・ボランティアを基本とする現状の制度には無理があり今後検討。
- ・現状のボランティアを基本とする制度には無理があり、新しい制度を検討すべきではないだろうか。
- ・もう少し若い保護司が必要だと思う。
- ・面接場所の確保。現在はほとんどの保護司が自宅で行っているが、今後、安全面からも面接場所の確保が必要と思う。
- ・是非、保護司になりたいと思われる存在であれば、自ずと希望する人も増加するのではないかと思う。
- ・SNSやAIの進展などにより、人間の労働環境や日常生活の行動様式などが、急激に変化する社会になることが予想されます。それに伴う新たな非行や犯罪も発生し増加するであろう。これに対応するための方向性が重要になるのではないか。
- ・「地域社会における人間関係の希薄化に積極的に対応すべき」を明確にする。
- ・時代の流れに沿ったデータの収集・研修。 (以上 香川県)
- ・保護司法第9条（服務）第1項「積極的態度」について様々な会で訴えるべきである。使命などは特に変更する必要はない。
- ・保護司法第1条は、保護司を委嘱する際にはハードルが高すぎるとは思うが、やはり現在の格調高い表現は維持した方がよいと思う。
- ・保護司の使命には、保護観察対象者との関係だけではなく、犯罪予防活動やその他の地域活動も考慮し、法務省・観察所・保護司会が一丸となって活動する。
- ・ボランティアを基本としつつ、それ以外の要素（実費弁償金の充実等）を加える。
- ・犯罪が多様化している現状から、他団体との連携について模索する必要がある。
- ・仲間となる新しい保護司を増やすためにも市民から親しまれ尊敬される保護司となるよう日々の生活を送るよう努める。
- ・ボランティア精神を土台として、一般の人々がその役割と使命感を受け入れやすく理解できる表現を工夫する。
- ・地域や学校に積極的に働きかけられるように、公的機関の役職に保護司枠をつくる。
- ・社会貢献活動への関与、福祉組織との協働。
- ・地域との密接な関わりを通じて地域全体での犯罪予防や再犯防止に努めていく。
- ・まだまだ保護司の認知度が低く、全国的に各地区会の存在感を高めるため、法務省・自治体・観察所・保護司会が協働して行動する。 (以上 愛媛県)
- ・現状で特に問題なし。
- ・保護司の使命を含めて、役割、存在をもっともっと地域に啓発するべきではないか。その啓発を保護司会に任せることではなく、観察所においてしっかりと担ってほしい。先日、ニ

ニュースで高知地検の検事が、高校生に講話している記事を見た。社明運動だけではなく、年間を通じて、保護司制度の内容を地域でオープンにしてもよいのではないか。

- ・職・住などの環境整備を支援できるツールの開発。
- ・しょく罪プログラムに医療からの認知行動療法を取り入れると、自己利益だけを求める、反社会的人格を助長する恐れがある。日本の医療は対症療法なので、医療に依存するのではなく、困難ではあるが道徳教育を確立する必要がある。
- ・WHOの靈的な健康という概念に対して、法務省が挑戦するのは頼もしい。
- ・主たる活動の対象が、社会においてマイナスイメージを抱かせてしまう方が対象となっていることに大きな原因があるものと考える。何よりも、まだまだ日本社会が犯罪者に対して寛容な態度でもって偏見無く接するには、程遠い実態があるものと考えられる。
- ・地域のニーズの発見や目標設定、必要資源の調達等に配慮し、保護司の責務を遂行すること。
- ・保護司個々が担当する事件の内容について、他の保護司や協力関係にある自治体、関係機関と、どの程度情報共有できるのか、その基準作りが必要である。使命を担う保護司を孤立させることなく、全うできるように協力していく体制が必要である。
- ・社会福祉施策の改善と充実。
- ・SDGs 2030 アジェンダを踏まえ、「地域社会において誰一人取り残すことのない共生社会の実現を目指す一員として尽力をする。」といった保護司をイメージするような表現にすればどうか。

(以上 高知県)

— MEMO —

第1分科会

研究協議事項 (1) 「推薦・委嘱の手順、年齢条件」「保護司の使命」

【現状】

○推薦・委嘱の手順

保護司法第3条において、保護司の具備要件として、「人格及び行動について、社会的信望を有すること」、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」、「生活が安定していること」、「健康で活動力を有すること」と定められている。

また、委嘱の手順として、保護観察所長が保護司選考会の意見を聴き、地方更生保護委員会に推薦を行って、委嘱されることとなっている。

○年齢条件

保護司法第7条において、任期は2年とされている。

年齢条件は、委嘱時（原則66歳以下）・再任時（原則76歳未満）とされている。

特例再任制度により、76歳を超えても再任が可能となり、78歳の誕生日の前日までは制限なく保護司活動を行えることとされている。

【主な論点】

- 適任者確保の在り方
- 公募制の導入
- 自薦者への対応
- 年齢条件
- 任期
- 再任
- 保護司法（第3条・第7条関係）

2 四国管内の保護司から寄せられた意見等

【現状・課題】

○適任者確保の在り方

- ・本地区では候補者検討会議が機能している。
- ・保護司候補者の適性を事前把握する事は難しい。現職保護司が多岐長期にわたり観察している人材を勧誘する事がベストである。そのため担当保護区内でのコミュニティ有識者との協議推薦も有効である。
- ・現職の会社員、公務員の中にも更生保護活動に理解ある方々も存在すると思われるが仕事との両立は非常に難しい。そのため更生保護活動は高度な社会貢献活動であることを表面化して、勤務している保護司の雇用主にその理解を促し保護司の活動に対し保護司が不利益を被らない対応（社会的に標準化）制度ができれば、新任保護司を勧誘する幅が飛躍的に向上すると考えられる。
- ・現状は定年を迎えた保護司が、後継者を探して後任を決めていることが多く、選任に大変苦労している。分区で取り組んでいる場合もあるが、同様である。（以上 徳島県）
- ・保護司が新任保護司候補者を推薦するのが現状である。

- ・仕事や地域、個人的に面識がある人に頼んでいる。
- ・前任者から勧められて就任や、他からの推薦。
- ・保護司の職種に偏りがある。
- ・時代や社会の変化に即応できているか。
- ・引き受け手がいない、特に若い人はいない。
- ・推薦だけでは後任者を確保するのは難しい。
- ・推薦の手続きが煩雑。地元（分区）からの直接の推薦で十分ではないか。
- ・行政でも地域の役員でも推薦者が見つけられない。
- ・保護司になったきっかけは、先輩保護司に勧められて、が圧倒的に多く、自分からの希望はほとんどない。私も近所の先輩保護司に何度も勧められ結果的には押し切られた。また地域の有志数名に依頼したが、犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担、家族の理解が得られないなどの理由で断られた。
- ・保護司のなり手不足。
- ・保護司の担い手の確保。
- ・保護司数の確保も重要だが、地域により就任後担当数に大きな開きが生まれ、力量が発揮されていない保護司も多い。
- ・保護司の担い手不足と年々進んでいく高齢化の問題は避けられない。また、人間関係の希薄化などから複雑かつ不透明な問題等に対して、保護司の不安や負担が大きくなりつつある。
- ・保護観察対象者に社会的に適切な励ましや助言等を行うには、ある程度の社会経験や人間関係を積んだ人材が求められている。
- ・定年延長や再雇用により委嘱時の年齢の下限では、まだ仕事をしていて頼めない。
- ・保護司のなり手不足、勤務しているため時間が取れない人が多い
- ・若い保護司の仕事に差し支えがないよう面接時間を合わす。
- ・検討協議会で委員さんたちにも推薦をお願いし、保護司たちにも人材の発掘をお願いしている。
- ・保護司候補者検討協議会等で推薦される形式を取っている現状ですが、協議会委員からもなかなか推薦者が出てこないことが多い。
- ・保護司選考会を設け、候補者を推薦するというシステムになっているが、情報収集に限界がある。
- ・現況（候補者検討会）、地域での発掘は限度がある。
- ・保護司の活動等について知らない人が多い。
- ・保護司のイメージが、不安、難しいと思われている。 (以上 香川県)
- ・適任と思う人がいても、保護司の活動内容を十分に分からぬいため断られるケースも多い。保護司の活動を広く周知させることが大切。
- ・新任保護司の発掘には、退任保護司及び分区役員、地区会役員が中心となって担っているが、明確なルールはない。
- ・若手の保護司は平日の研修等への参加が難しい。役員のなり手が少ない。
- ・地方公共団体が更生保護に積極的であるとは見受けられない。
- ・地域のつながりが希薄になっており、保護司になることをためらう人が多い。保護司としての適任者を確保することがなかなか難しい。
- ・全国的に刑法犯罪件数が少なくなっている現状で、保護司定数の確保に向け各種政策を開拓している。 (以上 愛媛県)
- ・人口減少と高齢化ということに対する解決はないので、社会資源としての人材を開拓す

る必要がある。そのことに対して、従来の地縁人縁だけでは補充が間に合わない。新しい分野や階層に着目して人材育成をしていくことも必要である。

- ・なり手不足や適任者の保護司会活動への無理解等、多種多様な要素に起因したものが現状を表しているものと考える。特に現在の経済状況を考えた時、推薦や委嘱の手順・年齢条件以前の課題だと考えられる。
- ・少子高齢化の過疎地区を保護区とする地域では、ボランティア活動に理解を得ても、保護司の承諾を得られない。原因として、適任者の生涯賃金が低く、生涯現役の住民が多く、生活面や時間的余裕に問題がある。また、今後必要とされる、IT関係に精通している人材が乏しい。従って、退職後比較的生活や時間に余裕のある、地方公務員OBに依存する傾向がある。
(以上 高知県)

○公募制の導入

- ・先ず募集に対し公募の意見が散見されるが、応募者の本質的な人間性の確認が難しい事などを考慮した場合、個人的考え方であるが公募には賛成できない。(徳島県)

○自薦者への対応

- ・自ら希望する人は少ない。(香川県)

○年齢条件

- ・年齢条件は社会的な定年が延長され65歳となり採用及び定年年齢も5歳延長を検討する余地はある。
- ・推薦・委嘱の手順は現行のままでも良いと思う。年齢条件については、保護司のなり手がなかなか見つからないので引き上げてはどうか。
(以上 徳島県)
- ・最近、定年年齢の引き上げや再任用制の導入に伴い保護司候補者の人材の発掘には常に苦労しているという現状がある。
- ・保護司の確保が課題となる一つの要因は、現状では65歳までは、退職後も仕事を続ける方が多数であり、勧誘が困難になっている現状はあります。
(以上 香川県)
- ・委嘱条件・手順については現状でよいと思う。ただ、年齢条件については、社会の現状が70歳定年になっていることを考えると委嘱時の年齢条件は変更が必要ではないかと考える。
- ・定年年齢の引き上げや再任用で定年を過ぎても働く人がほとんどで、保護司の委嘱年齢を超えてしまうこともある。
- ・年金支給年齢が65歳の中で、公務員や各企業で60歳定年後65歳まで再雇用や定年延長して働くものが多くなり、保護司就任要請対象者が少なくなっている。(以上 愛媛県)
- ・中山間地域における昨今の人口減少は非常に著しい状況にある。特に若年人口の減少は急速に進行しているだけでなく、流出した若年がUターンする期待も薄い。そのようなことから60歳以下の人口の減少の一途にあり、保護司の確保については、どうしても60歳以上の年齢層に頼らざるを得ないのが現実となっている。しかし、保護司委嘱時年齢が66歳となっており、それが大きな壁となり、人材の確保が非常に難しい。そのことからも委嘱時の年齢上限をせめて68歳まで引き上げることができないものか。また、特例での再任年齢の引き上げも再検討の余地があるのでないかと考える。(高知県)

○任期

- ・任期の2年は短くないか。少しでも保護司の業務（対象保護司への再任希望の問合せなどの事務）の減少に繋がる。定年延長や再雇用の増加などにより適格者の確保が困難になっている。公務員にはボランティア休暇や職務専念義務の免除の制度があり、現役の時から扱い手となるのでは。（徳島県）
- ・第7条に、再任は2年となっているが、3年ではどうだろうか。
特例再任について、本人の意向を聞いているが、定年を2年延長してはどうだろうか。
- ・全体の半数以上の保護司は、この十数年の間に退任時期を迎える。 （以上 香川県）

○再任

- ・特例再任制度は必要である。
- ・78歳の誕生日の前日までの制限がある。
- ・65歳定年の職場が増えてきており、委嘱時年齢の条件が難しくなってきてている。しかし、負担を考えると再任の上限はこれ以上引き上げるべきではないと思う。 （以上 香川県）
- ・特例再任保護司を引き受けた保護司に対して何らかの制限がある。
- ・特例再任保護司を希望したものはもれなく再任されている。 （以上 愛媛県）

○保護司法（第3条・第7条関係）

- ・委嘱手順は現行で何等問題はない。
- ・現行の手順・条件で特に問題はない。
- ・推薦、委嘱の手順、年齢条件は今までいいが、保護司の人数的な減少については、どの分野、組織でも同じ傾向にある。
- ・保護司の知人の中で、保護司法第3条第1項の条件を満たす人を推薦してきた。現職の人は研修会等に参加しにくい（休めない）。 （以上 徳島県）
- ・現状の推薦及び委嘱については、重要な手続なので変える必要はない。
- ・現状でよい。
- ・推薦・委嘱の手順、年齢条件については現状でよい。
- ・保護司法第3条の規定は、変更する必要はないと思われます。委嘱の手順も妥当であると考えられます。
- ・保護司の具備要件については、その内容に具体性がなく、形式化している。
委嘱の手順については、保護観察所長に至るまでの、保護司候補者検討協議会、地区保護司会の位置づけが不明確であると思われる。
- ・職務に対しての熱意はあるが時間が不足していて保護司のなり手がみつからない。
- ・具備用件の検討。 （以上 香川県）
- ・現状の今まで良いと思う。
- ・具備要件の表現方法が難しい。
- ・保護司が高齢化と減少している中、推薦条件の中で保護司法第4条に欠格事項の調査があり、厳しすぎる。 （以上 愛媛県）
- ・身分上手順等は現状通り必要と考える。
- ・委嘱の手順については、組織の仕組みであり、この今まで良いのではないか。
- ・少子高齢化社会の到来が30年以前から論じられ、同時に地域における人間関係の希薄さが言われて久しい。保護司の定数割れがすすみ、その確保に向けた取組みがなされてきたが、すでにその特効薬も尽きた今日、外科的手法による定数削減も含めた定数見直しを行う必要がある。

- ・今日において保護司の具備条件を満たしえる人材は、その多くを定年退職した高齢者世代に依存しなければならない状況にある。国もいい加減に、社会情勢の変化に対応した考え方を持たなければ、高齢化で減少傾向にある保護司の確保のみならず、保護司制度の存続も難しくなるのではないかと危惧する。
- ・保護司の具備条件に、地域社会との乖離がみられるのではないか。
「～社会的信望を有すること。」とあるが、地域において多様にわたり能動的活動をされている方というのは、通常60代後半の年齢となり、年齢制限により限定される。
「～時間的余裕を有すること」となっているが、当保護司会で、保護司活動だけの保護司というのは、ごく少数。大半の保護司は、複数団体に加入し、しかも役職についている現状。
「健康で活動力を有すること」となっているが、障害者差別解消法（通称）での合理的配慮に欠けた表現ともとれ、これからの人権意識に沿った表現にすべきではないか。例えば、「地域に寄り添った社会貢献ができること」はどうか。 （以上 高知県）

【今後必要となると考えられる事項】

○適任者確保の在り方

- ・市役所職員の中から、保護司候補者に推薦する枠を設けるべきである。
- ・BBSとの連携強化も必要である。学生を対象とした組織をもちろん、ほとんど活用されていないように感じる。そこで、大学との連携により、4年間保護司のインターンシップとして活動してもらう。その学生へのインセンティブとしてボランティア単位を与える、就職を有利にする、自分自身の成長と善惡の判断ができる学生になる等のメリットは豊富である。
- ・今後、保護司の安定的確保のためには、保護司セミナー開催及び市町村広報等での周知により、保護司の認知度を高めていくことが何よりも重要。
- ・保護司となり活動するにつれ意義あるボランティアと自覚できるが、新人勧誘時に保護司の「やりがい」の説明に苦慮、また活動に伴う自己負担経費（年会費）等のネガティブ的な説明に苦労している。 （以上 徳島県）
- ・行政（首長か担当課）や地域自治会からの推薦制度を確立。
- ・市町村職員の中で定数を決めて、保護司担当職員を選任することを市町村長の職務とする。
- ・保護司の社会的認知度の向上のため、市町村では一定程度の公募制や市町村長の保護司候補者の推薦制度を早急に作る必要がある。
- ・公共団体、企業等への働きかけを積極的に行う。
- ・法務省職員（若手職員）を保護司への併任。
- ・候補者検討協議会の活用。
- ・公募制よりも保護司候補者検討委員会や保護司の人間関係を基にした対面による勧誘が、信頼できる人物を勧誘できる点で優れていると考えます。併せて、女性保護司の増員が適切な処遇を行うためには必要と考えます。
- ・地区では現状方法以外は難しい。町役場や学校長会と連携する。
- ・若い世代の確保のため、活動等に参加するときは、職場で職専免等の対応が必要。
- ・なるだけ若い人に声をかけ、理解してもらえるよう努力する。
- ・若い世代が保護司として活動しやすい制度改革。
- ・保護観察所が主体となって保護司募集をする。若い人の推薦・委嘱が可能となる様な方策を考える必要がある。

- ・地元のコミュニティにも協力してもらって保護司のなり手を探す。
 - ・地域による推薦制度が有効と考えられる。（モデル事業で実施）
- 【理由】人材を知っている。ボランティア活動を実施している人のネットワークがある。
- ・適任者の情報。
 - ・担当が多い保護司をリーダー格にしてはどうか。
 - ・定員を割り込むのを避けるため、簡単に承諾してもらえそうな人を探して推薦している現状を改めなくては保護司の質を落とすことになる。
 - ・広報等で保護司の活動等について周知をし、理解してもらう。
 - ・保護司の活動等を周知し理解を得る。
 - ・保護司の職務については未知の方々が多いと考えられます。保護司の活動について理解を広めるための広報活動を工夫することが大切ではないでしょうか。（以上 香川県）
 - ・地方公共団体に出向枠を設ける。但し、出向（期間限定の窓口？）という形なので、「犯罪の予防のための世論の啓発に努める」などの事務的な立場となるとは思うが。
 - ・市町村長が保護司候補者を推薦する枠を設けていただくと、保護司を確保するうえで大変有効である。
 - ・各地区でも保護司候補者の確保が難しいなかで、各地区長や分区長等の現場に近い責任者からの意見を大切にしてほしい。
 - ・各地区会の保護司定員の見直しをする。
 - ・委嘱の方法については、職務の性格上推薦制度は維持するのが適当と考えるが、観察所からの社会へ向けての一層のPRが必要と考える。
 - ・「保護司とは何か？」をもっと広く認知させていく必要があるのではないか。

（以上 愛媛県）

- ・現行、各保護区内の保護司が適切な人材に依頼・確保に尽力しているが、昨今では、保護司の責務や活動内容等の重責さに対する拒絶感が強くなっていることや報酬的なメリットがないことから我々保護司だけでは人材確保が厳しくなっている。ぜひ、各市町村自治体が人材確保へと主体的に動く体制づくりを強く望む。
- ・保護司の適正には、IT関係に強いことも必要となり、退職後、比較的余裕のある公務員の協力が重要だと考える。民間ボランティアの保護司による保護司候補者の確保には限界がきており、法務省関係職員自らが、保護司を委嘱された場合の環境や条件について検討する部会等を設け、定年後、喜んで保護司になれる環境や条件を自ら整え、公務員OBが多数確保できれば、保護司の減少にも歯止めがかかるのではないかと思われる。
- ・宗教団体へ道徳実践の場として保護司制度への参加を呼びかける。
- ・福祉職の実務経験として認定したり、学生の履修単位として認める。
- ・組織（保護司会）活動の意義を充分に考慮する必要もある。保護司は、地域の地縁、血縁による確保が望ましく、公募は保護司制度や保護司の在り方にそぐわない。
- ・県内の人口減少に伴い、保護区ごとの定数を見直すべき時期ではないか。また、デジタル化を推進するのであれば、保護司もそれに適応できる有能な人材を推薦・委嘱するべきだと思う。
- ・現状以上の保護司並びに保護司活動の地道な具体的アピールの場が必要と考えられる。そのためには、今以上に法務省が前面に出ていくべきだと考える。
- ・自衛隊員、海上保安官のように、その活躍ぶり、使命の達成感をもっと世間に知らしめる施策が必要と思われる。現状は、地味すぎるくらいがある。例えば、ドラマや映画で、保護司活動を取り上げてもらう手立てを考えていく。
- ・アメリカのAAから始まったピアサポートというシステムを更生保護にも応用する。

- ・出所後短期・中期・長期の人たちをスピーカーにしての刑務所ミィーティング。
 - ・アルコール・薬物・ギャンブル・窃盗などの自助グループへ研修会の講師を依頼する。
- (以上 高知県)

○公募制の導入

- ・幅広い年齢層や職種の保護司候補者確保の観点から、公募制も一手段と考えるが、地区における自治体との連携を図るうえで、更生保護活動を担当する自治体の担当課職員や社会福祉協議会の職員に当て職的に候補者となってもらう扱いをしてはどうか？（理由）更生保護活動に關係する公的機関との連携が推進されると考える。
- ・個人的な考えでは、退任する時には自分が責任をもって後任者を決める。自分の地域の保護司と共同で決めることを基本に、保護司会全体のことを考えると、公募もいいのでは（メディアの活用）。
- ・推薦に限るのではなく、一定程度の公募を取り入れる必要があるように思われる。
- ・公募の場合は、選考会でその人を面接するという方法、各団体等からの推薦を得ることも考えられるし、公募によって社会認知度を高めることができる。
- ・条件付きで公募制を考えてみてはどうか。
- ・推薦だけでは人材確保は難しい。公募となると明確な基準が必要である。
- ・保護司の社会的認知度の向上のため、市町村では一定程度の公募制や市町村長の保護司候補者の推薦制度を早急に作る必要がある。【再掲】
- ・公募制（関係団体・機関の推薦が必要）の導入。
- ・現状の限られた中での推薦による委嘱では広がっていかないので公募制等の委嘱方法を考えていかなければならぬと思う。
- ・保護司の待遇や活動形態について、保護司制度そのものの見直しが必要と思われる。年齢条件の緩和や一般公募も視野に入れ、柔軟に対応していく必要がある。
- ・公募も一つの検討として位置付ける必要があると考えられる。
- ・公募制については、不適格者が委嘱される可能性もあり一考の余地がある。

(以上 香川県)

- ・公募による確保も必要ではないか。委嘱時の年齢を70歳くらいにしてはどうか。
- ・再犯率の高い薬物に特化した専門員枠を設ける。また、再犯防止推進法に公共団体との連携があり、保護司の役割を広く周知できる公募受付窓口を市町村に設け、推薦の可否を検討してもらう。
- ・組織（保護司会）活動の意義を充分に考慮する必要もある。保護司は、地域の地縁、血縁による確保が望ましく、公募は保護司制度や保護司の在り方にそぐわない。【再掲】（高知県）

○自薦者への対応

意見なし

○年齢条件

- ・新任年齢条件の現行66歳を70歳まで引き上げてはどうか（退職年齢の引き上げ等があるため）実働5～6年になるかも分からぬが、新任保護司の確保の一助となると思う。
- ・地区保護司会だけに頼るのではなく、保護観察所と協力して各種団体等で活躍されている方の推薦や、それらの方々への説明会を積極的に行うべきではないか。職場の定年年齢が上がっているため、委嘱年齢も考える必要があるではないか。

(以上 徳島県)

- ・委嘱時の年齢の下限の撤廃。
- ・委嘱年齢を70歳まで引き上げる。
- ・年齢条件は、委嘱時は、定年年齢の引き上げにより75歳以下とする。
- ・保護司の対象年齢を社会経験等があると判断できる年齢以上にすべきではないだろうか。
- ・保護司の待遇や活動形態について、保護司制度そのものの見直しが必要と思われる。年齢条件の緩和や一般公募も視野に入れ、柔軟に対応していく必要がある。【再掲】

(以上 香川県)

- ・公募による確保も必要ではないか。委嘱時の年齢を70歳くらいにしてはどうか。【再掲】
- ・委嘱年齢を引き上げるなど制限を考慮していただきたい。
- ・推薦条件をもっと緩くする。
- ・就任年齢制限65歳以下の引き上げと定年の引き上げの検討を。
- ・年齢条件については、現状を可とするが、どの団体においても高齢化しており、後任者確保で苦労している。心身共に健康な方は再任上限を本人に委ね、客観的判断の可否を地区会に委ねる。

(以上 愛媛県)

- ・定年延長等。
- ・高齢者の退職年齢も65歳、今後さらに引き上げられる状況にある。元気に活躍する高齢者が増えつつある今、保護司の定年年齢は低すぎると考える。やる気があり健康に問題が無ければ、80歳まで延長するべきである。
- ・保護司の年齢条件について、社会の動向を鑑み、委嘱時は原則70歳以下、再任時は原則76歳未満でどうか。特例再任制度については、検討を要する課題だととらえている。この制度により役職は無くなるも、世代間の意見の相違により先輩後輩間でハラスメントの問題が浮かびあがる。

(以上 高知県)

○任期

- ・任期の見直し（例えば4年とする）。現役市町村職員への担い手確保のための働きかけ。年齢条件は変える必要はなく、必要な場合は運用で対応すべき。（徳島県）
- ・任期2年は短すぎるので3年にした方がよい。（香川県）
- ・保護司の任期を2年ではなく、3～4年程度に延長すれば推薦・委嘱の簡素化につながるのではないか。
- ・保護司の任期は、3年にすべきではないか。
国際関係のボランティア、他に民生委員・人権擁護委員と認識しているが、両委員とも3年任期となっている。この際、整合性を持たせるべきだと考える。（以上 高知県）

○再任

- ・再任時は78歳とし、特例再任用制度は廃止する。
 - ・特例再任制度に基づくものもこれまでどおり事件担当も行う。
 - ・再任する場合は、年齢制限を外し、元気な方には続けてもらうことを検討する必要がある。
- (以上 香川県)
- ・特例再任保護司については通常の再任としてとらえるべきではないか。特例再任保護司制度は保護司定数確保が主目的でないという建前なら必要なし。（愛媛県）
 - ・保護司の年齢条件について、社会の動向を鑑み、委嘱時は原則70歳以下、再任時は原則76歳未満でどうか。特例再任制度については、検討を要する課題だととらえている。この制度により役職は無くなるも、世代間の意見の相違により先輩後輩間でハラスメントの問題が浮かびあがる。【再掲】（高知県）

○保護司法（第3条・第7条関係）

- ・具備要件は大切だが、ハードルが高く、そのような人材を把握するのは困難になってくるのでは？定年延長、年金の支給年齢の引き上げ、委嘱の方法の再考が必要。（徳島県）
- ・推薦については現状のままでよい。
- ・定年年齢を引き上げても定数の確保は難しい。社会情勢の変動や社会意識の変化を読み取り、保護司の待遇の見直しも含め、議論し検討することが重要である。何か社会のために役に立ちたいという貢献意識を持っている人は多い。ただ若者には、その日その日を楽しく暮らしたい、自分の趣味をエンジョイしたいといった意識が高い。国・県・市レベルでの抜本的な改革が望まれる。
（以上 香川県）
- ・研修等を休日等で履行できるようDVD等で記録できないか？保護司確保に関してはやはり人柄が重要視されるので現役保護司が担うべきと考える。年齢に関しても現状で良いと思われる。（愛媛県）
- ・現在の保護司の具備要件は、子育てを終えた世代を対象にしたものと受け取ることができるので、子育て世代にも配慮した要件に緩和すべきではないか。（高知県）

— MEMO —

第2分科会

研究協議事項 (2) 「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」 「保護司の使命」

【現状】

○職務内容の在り方

保護司の職務の遂行として、保護司法第8条の2において、保護観察所所掌の保護観察や生活環境調整のほか、保護司会の計画の下、犯罪予防活動などを行うこととされている。

○保護観察官との協働態勢の強化

保護司と保護観察官は、それぞれの特長をいかしながら、協働して職務を行うこととされている。

【主な論点】

- 保護司の職務の種類に応じた分担制度（担当制）の導入
- 不安や負担の軽減
- 研修等の休日・夜間の実施
- 研修資料等のデジタル化
- 保護観察官の積極的関与
- 保護司法（第8条の2関係）

2 四国管内の保護司から寄せられた意見等

【現状・課題】

○保護司の職務の種類に応じた分担制度（担当制）の導入

- ・本来の保護観察、生活環境調整等の対象者に関する職務は現行で問題はないが、その他の活動が多くすぎる。犯罪非行のない社会環境醸成のための活動は理解できるが頻度と時間を検討すべきである。公務員に準ずる職務とはいえ、拘束時間に見合った実費弁償金となっていないのではないだろうか。また、保護司活動は休日時間外も多いが、保護観察所職員は原則休日勤務がなく、出勤した場合はそれなりの手当など対応がなされているものと思われる。これらの点を改善しなければ新人勧誘の支障（新人勧誘に当たっての説明が難しいこと等）になることが懸念される。
- ・職務内容が高度であり、ボランティアに限界がある。
- ・保護司研修と事務処理を行うため、大変多忙になっている。 (以上 徳島県)
- ・保護司会の執務に長けた人を中心に保護司会活動をしている。その為3つの分区から均一に人選出来なく分区間で転轍が生じている。
- ・保護司会事務を担当できる人が限定的である。
- ・保護司会事務は多忙である。
- ・保護司事務の煩雑化。
- ・保護司、保護司会の事務が、国の制度改革、新規事業等により増加している。
- ・保護司会の事務を担当している人の扱いを、他地域ではどうしているのか
- ・対象者との面接以外に、保護司会運営事務の負担がかなり大きい。

- ・保護司会の事務担当になるとかなりな時間的負担が生じる。そのため、保護司の担当事件の仕事に支障を生じることがある。
(以上 香川県)
- ・保護司の役員は各地区や関連団体との行事の他、観察所への事業報告等多忙。
- ・事務補佐員を雇用して保護司会へ支援することとなっているが、経費の無駄遣いではないか。
(以上 愛媛県)
- ・保護司会の保護司全員が、オールマイティで同等の職務を担う心得が必要。(高知県)

○不安や負担の軽減

- ・コロナ禍で会議等の開催ができず、分区間・各個人間の情報共有があまりできておらず問題点等をつかめていない。(徳島県)
- ・現保護司の中にも、再雇用等で仕事をしている人が多くなってきた。
- ・仕事を持っている保護司も多く仕事と保護司の職務の両立に苦慮している。
- ・保護司だけでなく、地域の役員、民生委員等、ほかの委員を併任している人も多い。
- ・保護司会の事務を有職保護司（町職員）が担当をしているが無理があるのではないか。
- ・保護司会には直接サポートをする町の担当者が配置されていないし、香川県との連携もない。町民生委員、児童委員全員協議会や町人権擁護委員会の事務については、町に担当者が配置され、香川県にも担当部署がある。
- ・一市二町の保護区なので各々役所と結びつきがあり、全てが把握できていない。
- ・以前から、国・県・町の協力体制ができていないのが理解できない。
- ・どこまでを職務とするか、個人行動による自己責任。
- ・対象者がいるため保護司の時間が取られている。
- ・対象者に向き合い、更生のために指導している。
- ・対象者本人が社会に溶け込んでストレスを抱えず再犯をしないように指導したい。
- ・保護司が行う対象者の処遇は保護司活動が単独で孤独に陥りやすい。保護司会の諸活動を通じて保護司が相互の人間関係を結び、相談できる関係を作りながら、車の両輪として、両方を体験しながら行なうことがとても大切であると考えます。そのことが、体験を通じての理解となり、保護司としてのスキルアップにつながると考えます。 (以上 香川県)
- ・新任の保護司が保護観察や環境調整を行うことに負担を感じている。
- ・対象者と面接する際サポセンも利用しているが、距離的に遠く自治体や公民館等でもできるよう許可をもらっているが現状は有効活用できていない。 (以上 愛媛県)
- ・対象者との面接において、サポートセンターが担当保護司や対象者住居の近隣にあれば問題はないが、中山間地域ではそうではないことから面接場所の確保に難儀したりする。該当市町村の公的場所の確保への協力を観察所からお願いしたい。
- ・組織体として、サポートセンターがうまく機能しているのか疑わしい。 (以上 高知県)

○研修等の休日・夜間の実施

- ・有職保護司等は、平日の日中の研修や会議に参加しにくいときがある。
- ・保護観察官は、逆に、平日の日中でなければ対応できない。
- ・対象者との面接のほか、研修、保護司会などの組織活動もある。研修・総会などの出席率の低下が著しいが、従事者の本業優先は仕方のないことである。各個人が、保護司になつたとき、また続けてきて良かったと思うことが重要である。
- ・保護観察官にも休日が必要であり、休日に会合はしにくいは思うが、有職保護司もおり、自主研修会などを休日にしか開けない場合があるが、保護観察官の指導を依頼しにくいことがある。

- ・年齢との関係で研修等が日中に行われることが多く、若年層や有識者が保護司になりにくい。
(以上 香川県)
- ・研修会は平日に行われることが多く、仕事を持っている保護司は参加することができないことが多いかった。(愛媛県)
- ・年4回の定例研修は、保護司としての知見を高めるために必要不可欠の研修と考えるが、研修内容が各保護司に身に付いているか疑問に思う。例えば、法改正の説明を受けるも、こうなりましたといった説明だけで、どうしてこうしなければならなくなつたかといった、相手が理解しやすいような説明が出来ていないために、その場しのぎの研修内容に思える。
(高知県)

○研修資料等のデジタル化

- ・自己啓発の教材が少ない。仕事の関係上で定例研修への参加者が減っている。(徳島県)

○保護観察官の積極的関与

- ・現時点では、保護観察所と密接な連携を心がけており、さらに協働態勢を進めていく。
- ・保護観察官との協働体制であるが、保護観察所の中で転出入が多すぎるのではないか感じる。保護観察所の中では後任への引き継ぎはしっかりとされていると思われるが、保護司としては、慣れ親しんだ保護観察官がいてほしい。
(以上 徳島県)
- ・保護観察官とは電話、研修会時が主で、必要があるときには保護観察所に出向いている。
- ・困ったことは、保護観察官に直ちに相談することを基本にすることが大切です。
- ・保護観察官とは連絡を取っているので別にない。
- ・保護観察官から依頼された案件をこなす。
- ・保護観察官に、一保護司の意見はあまり聞いてもらえない。
- ・改善更生をしていこうとする積極性が見えない(否定しないだけ。)
- ・保護観察官が多忙そうで些細なことであると相談するのをためらってしまうが、報告書を読んで保護観察官から連絡をもらったりして解決できていることが多い。
- ・今年度から導入しているユニット制では現状、誰に相談していいのか、混乱している保護司もいる。お互いに情報を共有するだけの時間的な余裕と寸時に判断・解決できなのが課題である。
- ・対象者に対する職務については、現状で良いと考えるが保護司会としての活動については、保護観察官(保護観察所)が主体的に協力すべき。
(以上 香川県)
- ・現状、保護観察担当官との協働体制は非常に良好で、頼りにしている。
- ・薬物、精神障害、発達障害をかかえている対象者等は、保護司の知識や能力だけでは対応しきれない案件が多くなっている。
- ・定期駐在は対象者を対象として月1回実施されている。
(以上 愛媛県)
- ・保護観察の当事者の自覚の程度がまちまちなので、面接が始まってから個々の事情や特性を理解するまで苦労する。初めの一定期間を保護観察所などで面接してから自宅での面接にするのが良いと思われる。
- ・保護司としての職務内容の主なものは対象者との面談と面談内容の報告と保護司会活動のアピールと研修活動への参加が主なものと考えられるが、この認識のレベルを保護司会活動全体へ上げていくには、保護司そのものにも背負っている生活背景があることから困難が予想される。その困難さを解消するための一助に、保護観察官との協働体制の強化がなり得るものと考える。
- ・担当すると任せきりになるケースが多いので、3か月ごとに観察官が保護司に電話連絡を

して、面接状況等を確認する協働体制が必要と思われる。

- ・永年保護司として務め、複数回事件を担当したが、毎回、毎回、事件を担当する度に不安は大きい。面接が夜間、休日であることが多く、時間的に観察官とタイムリーな相談ができるないことが、一番大きな課題である。
- ・どういった学歴・職歴の人を保護司にするかによって、法のしくみを保護司になる前から知っている人と知らない保護司では、知識において温度差がある。故に、対象者に説示するにしても、対象者からすると理にかなった話と精神論的な話では、後の保護司には違和感を覚えるし、リスペクトを抱かないのは当然。この温度差を埋めるのが保護観察官の仕事だと考える。
(以上 高知県)

○保護司法（第8条の2関係）

- ・現状のままでよい。用事があれば電話をしたり保護観察所に出向いたりすればよいため。
- ・犯罪予防活動や保護司会運営事務は一体不可分なものであり、切り離してはならない。
- ・犯罪予防活動においては、青少年健全育成やその他の関係機関・団体が縦割りである。
- ・保護観察所主導のような体制になっていると思う。
- ・保護観察官が1年毎に変わるので相談等ができにくい。
(以上 香川県)
- ・現状特に支障はない。
- ・特に問題なし。
- ・保護観察・生活環境調整と犯罪予防活動は、保護司として一体的に取り組むべきである。
- ・職務について、改善更生活動と犯罪予防活動となっているが、これらは相反する性格を持っているのではないか。対象者への対応について守秘義務がある以上、その一面については、我々の存在も秘匿すべきでないのかと思われ矛盾を感じる。
- ・保護司会活動について、会の運営について試行錯誤しているが、当該保護司会の現状が把握できないと運営も難しい。
(以上 愛媛県)
- ・未だに、保護観察や生活環境調整だけが保護司の仕事だと思っている保護司が散見される。特に、ベテラン保護司にこういった考え方の方が多い。
- ・保護司会、事業計画の形骸化。その原因の一つとして、犯罪予防活動の必要性や、保護司としてどういう立ち位置で犯罪予防活動に対処したらよいのか理解できていないのではないかと思われる。
(以上 高知県)

【今後必要となると考えられる事項】

○保護司の職務の種類に応じた分担制度（担当制）の導入

- ・専門性の高い人材を保護司として確保する。（心理学とか、事務関係、パソコン等）。（徳島県）
- ・保護司会の運営事務を専従化し、報酬を支払う。
- ・得意分野を担当する分担制。
- ・保護司会事務担当者は、事件担当を免除してはどうか。
- ・保護司会の事務のみを行う保護司の配置。
- ・保護司会運営事務と保護司の担当事件の仕事を分けて考えるべきでないだろうか。
(以上 香川県)

- ・保護司に任命されたら、責任と義務は負うが、組織運営上における職業保護司ではない。
- ・保護司が、保護司会の会計を行うことに違和感を覚える。保護司法に規定されていない事柄ではないか。保護司でなくとも外部委託でよいのではないか。また保護観察所の会計担

当が、各保護区を巡回しての会計処理でよいのではないか。

(以上 高知県)

○不安や負担の軽減

- ・保護司同士の意思疎通を図り、互いにスキルアップできる会合等を実施する。
- ・保護司会運営事務は市町村職員の実質的なサポートが必要である。
- ・運営を補助する職員の派遣よりも、その予算で各地区へ補助する。
- ・保護司、保護司会事務が発生しないような制度、事業をスクラップアンドビルトの観点で整理する必要がある。夜間休日等の対応、複数担当制の廃止。
- ・保護司会としての活動が保護司の負担になっている現状を改善する。 (以上 香川県)
- ・面接場所の問題は、色々と工夫しなければならない。(愛媛県)
- ・対象者の受け持ちが一定の保護司に偏りがちと思われる。分区の枠にとらわれることなく、多くの保護司の方が、対象者との接触の機会を設けるべきだと考える。
- ・対象者数が少ないうえに、地域によって保護観察や生活環境調整とは無縁の保護司は、対象者を持たないで年数だけが重なるがために、新任保護司以上に精神的負担を抱える状況がうかがえる。機会の均等は大切ではないか。 (以上 高知県)

○研修等の休日・夜間の実施

- ・地域別定例研修の平日夜間、土・日曜日実施検討。(徳島県)
- ・保護司が誰でも、事件担当から、犯罪予防活動、保護司会事務等を行えるよう、研修の実施、保護司同士の補完体制の確立を行う。
- ・研修や会合等を休日や夜間に実施する。
- ・定例統一研修会は、保護司の資質向上のために必要であり、大切な事業である。保護司は平日に仕事をしている人が多いので、平日の夜間、土日の研修会を希望する。
- ・保護司、保護司会事務が発生しないような制度、事業をスクラップアンドビルトの観点で整理する必要がある。夜間休日等の対応、複数担当制の廃止。【再掲】
- ・仕事を持っている年齢層の若い方でも保護司として活動ができるような工夫と配慮が必要である。
- ・休日、夜間の保護観察官の職務については、代休や時間外手当で対応をする。

(以上 香川県)

- ・観察所との協働について、研修等については平日夜間や休日等ができる限り活用してほしい。また、ネットの利用も積極的に進めてほしい。
- ・研修や会合を休日や平日の夜間に開催するなどして、仕事を持っている保護司が参加しやすいように工夫を重ねていく必要がある。 (以上 愛媛県)
- ・主任官の増員等も含めて、研修の開催方法(休日・夜間)も考えて欲しい。現状の保護司複数担当制はとても良い方法であると思う。(高知県)

○研修資料等のデジタル化

- ・講演会などのDVDや書籍等の充実を図ること。土日の研修会の開催の検討。
- ・担当する事件の悩み等に対して、チャットやメーリングリスト等を使った助言や情報の共有等のシステムを構築してはどうか。(理由)夜間や休日など保護観察官への電話相談等ができない場合、保護観察官やベテラン保護司から適宜助言等が受けられると考える。

(以上 徳島県)

- ・H@を使用して、保護観察官に相談してみたい。(香川県)
- ・H@の利用による観察官との双方向相談体制の確立。

- ・現在緊急時に電話にて連絡を取っているが、それ以外のアイテムも考えてほしい。画像の送信なども必要になるのでは。
- ・保護観察官の雑用を減らすため、雑用（簡易な内部的事務作業）専門のアルバイト等を雇い、観察官は対象者を持つ保護司や保護司の育成（ICT化に伴うスキルアップ）に時間を割くべき。
- ・観察所との協働について、研修等については平日夜間や休日等ができる限り活用してほしい。また、ネットの利用も積極的に進めてほしい。【再掲】(以上 愛媛県)
- ・デジタルを活用した職務内容の在り方、研修内容等早急に構築すべきではないか。（高知県）

○保護観察官の積極的関与

- ・保護観察所職員（保護観察官）も率先して保護司活動・行事に参加し、実態を経験把握すべきである。
- ・緊密な連携（報連相）で対面による助言等が必要。コロナ禍で停滞していた業務の再構築が急務。（保護司の仕事が分からなくなりかけているのを再認識させる必要あり）
- ・保護観察官の増員。保護司会事務の簡略化と援助。担当事件に対しての保護観察官の指導と援助。(以上 徳島県)
- ・保護観察官との連携を高めるため、連絡などを密にし、互いの情報共有を図る。
- ・保護観察を始める前に、書類のみでなく最初に、対象者、保護司、保護観察官と面談すべきである。
- ・最初の面接時には、保護観察官と保護司が一緒に面接をすれることができたら、事件を担当することへの不安、負担が大幅に軽減される。
- ・保護観察官が最初に対象者と何を話したか、書類でなく直接知りたい。
- ・保護司と保護観察官が会う機会を増やす。
- ・再犯防止の重要性から複数体制を実施しているのであれば、保護司から保護観察所への報告時は一方通行ではなく、必ず保護観察官が対応してほしい。
- ・薬物、発達障害など、専門性の高い処遇を要する対象者の場合は、保護観察官の密接な適切な指導助言が重要である。
- ・保護観察の担当となって3か月～6か月は、対象者が約束日時に来ないため、督促を何回もする。あるいは、何回も変更になるときは保護司が担当を辞退できるように制度を作る。
- ・保護観察官の負担が増えないように配慮しながら保護司との連携強化のために勤務時間の流動化を図る。
- ・人事面で地域に密着し、長年に渡って、地域の実情をよく知る保護観察官の登用はできないものか。1年や2年での入れ替わりでは協働態勢の強化は難しいと考える。(以上 香川県)

- ・保護観察官による駐在面接の回数を増やし、対象者との面談の他に、保護司との面談も組み入れる。
- ・サポートセンター等での定期駐在面接等を含めて、保護観察官との共同、共有処遇が求められている。
- ・対象者面接だけでなく困難な状況にある保護司面接をも実施して、現状を確認するとともに情報を共有する等すればどうか。顔を見合させて話することで処遇の問題点の解消に生かされるのではないか。
- ・保護観察官との連携を強め、何でも相談できる体制をこれまで以上に強めていきたい。
- ・保護観察所・主任官と連携し先輩保護司との2人体制でスムーズにできるようになった。

- ・観察所・連合会・地区会と十分意思疎通して実施してほしい。
- ・新人保護司にとって職務への関与は不安がつきものなので、複数担当制は積極的に進めてほしいが、1人担当になる時期も考慮してほしい。例えば、4号観察になると保護観察期間が長くなるので、適当な時期には1人担当として、スキルの向上を図ってほしい。

(以上 愛媛県)

- ・当事者の意識を高めるとともに保護観察官との連携を深めるため、初めの一定期間を当事者・保護観察官・保護司の三者で面接を行う。その後、保護観察官と保護司で協同して更生計画をつくる。更生計画の実施を確認する。
- ・保護観察官は月に1度は来訪すべき。その際、保護司会の問題点を把握し、その課題解消に向けた「テーマ」を持っての来訪を願いたい。そうするためには、保護司会の事業計画に関わるべきであると考える。
- ・今まで、保護観察官との協働態勢は皆無に近かったので、すぐにできることからやっていけばよいのではないか。また、すぐにはできないがやらなければならない事柄についても保護観察官を交えて協議していく必要性を感じる。

(以上 高知県)

○保護司法（第8条の2関係）

- ・保護司の職務に関する仕事と運営事務の仕事を分けて扱うべきである。（徳島県）
- ・保護司会活動の現状を見直したい。
- ・研修等で、私自身保護司としての向上心を持ちたい。
- ・保護司・保護司会とのコミュニティの充実。
- ・保護司の職務内容の性質により、他の委員、例えば民生委員などのように3年すれば退任と考える方もいたが、保護司は委嘱されれば定年まで続ける覚悟が大切である。そのことを勧誘の際には触れるようしている。
- ・犯罪予防活動は保護司同士のコミュニケーションにもつながるため切り離すべきではないと思う。
- ・保護司数も少なく、対象者も少ない保護区において、犯罪予防活動のみの保護司の必要性はあまりない。（愛媛県）
- ・再犯防止推進計画のスムーズな運用のためには、なお一層の連携を求める。（高知県）

- MEMO -

第3分科会

研究協議事項 (3) 「待遇、活動環境」「保護司の使命」

【現状】

○待遇

保護司の待遇については、保護司法第11条において、給与を支給しないこととされており、また、同第13条において、保護区ごとに組織される保護司会が、保護司会活動計画の策定や保護司の職務に関する連絡・調整を行うこととされている。

○活動環境

保護司法第13条において、保護区ごとに組織される保護司会が、保護司会活動計画の策定や保護司の職務に関する連絡・調整を行うこととされている。

また、保護司活動の環境整備のため、更生保護サポートセンターの整備、H@を活用した保護司活動のデジタル化などを推進している。

【主な論点】

- 会費・実費負担の軽減
- 報酬制の導入
- 保護司実費弁償金の充実
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの充実
- 保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方

2 四国管内の保護司から寄せられた意見等

【現状・課題】

○会費・実費負担の軽減

- ・年会費を納めてまでボランティア活動をする事に疑問を感じている人が多い。年会費はどうにかならないか（分区により 10,000 円～20,000 円納付）
- ・ボランティアで運営する保護司会において会費の徴収は必要か。報酬は必要か。
- ・ボランティア活動として制度を維持することは困難。 （以上 徳島県）
- ・保護司会の運営に、会費の徴収が必要である。
- ・ボランティアを基本としながら会費が必要。
- ・ボランティア活動であるが、保護司会活動の運営に負担（会費）が生じるのはどうか。
- ・保護司会の会員より、ボランティア活動をしているのになぜ保護司会組織への会費を支払うのかとの声がある。
- ・保護司会の運営の中にカバーしきれない費用がある。
- ・民間ボランティアであるというのは一つの矜持である。誇り高く活動するには必要なことである。 （以上 香川県）
- ・「保護司はボランティア」は理解しているが、保護司会費を払っている中で、活動費は実費弁償金のみで、金銭的な補償が少ない。（愛媛県）
- ・保護司になって、どうして会費を払わなければならないのか疑問に思う。ボランティア活

動で無給というのは理解できるが、保護司会を維持するための会費を徴収されるというの
は納得できない。国からの給付が妥当だと考える。

- ・県保護司会連合会へ納める会費が高すぎるのではないか。当保護区では、令和4年度決算
において必要経費の16.9%を占めている。必要とされるのであれば、合理的な根拠を
提示することを求める。また、保護司会連合会助成金を保護区に支給しているが、その分
会費を安くする方が道理にかなっているのではないか。
(以上 高知県)

○報酬制の導入

- ・ボランティアで運営する保護司会において会費の徴収は必要か。報酬は必要か。【再掲】
- ・サポートセンの設置により全保護司への情報伝達が速やかになり良好な運営ができている。課題として様々な活動に対し拘束時間が長い。今後はこれら活動に対し相応な報酬の検討を希望する。(徳島県)
- ・報酬までは求めない。
- ・個人的には不安を抱きながらも保護司に就任し、無報酬だからこそその良さがあり、充実感と、時には難しさを感じながら活動に当たっている
- ・保護司法第11条、給与を支給しない。これでいいと考えます。逆に、給与を支給されると、公費をもらっていることになり、公務員と同じような立場となり、各種の社会的活動に自由に参加することが困難になり、保護司の自由な活動が制限を受けることになるおそれがあります。そのことを考慮すべきであると考えます。
- ・実費弁償金だけで活動している保護司の現状から、報酬が少なすぎるという意見もある。また、サポートセンターの運営にも高齢化や担い手不足等での課題がある。

(以上 香川県)

- ・保護観察官と保護司の関係がもっと密になるようにしてほしい。報酬については無報酬を維持すべき。
- ・待遇については、報酬制にすればそこには当然責任が発生するため、有職者にとって甚だ難しい状況になる。現状が最適ではないか。
(以上 愛媛県)
- ・保護司に報酬制は馴染まない。(高知県)

○保護司実費弁償金の充実

- ・保護司やサポートセンターの運営への費用弁償はありがたい。
- ・事件担当や研修に参加したときには実費弁償金が支払われているが、無報酬である。
- ・現行の実費弁償金は何が支払われているか分からぬ。
- ・実費弁償金がどのように支払いされているのか分からぬ。
- ・実費弁償金の制度が複雑である。
- ・保護司の活動費として、年間最大22,800円くらいが支給されているが、少ない。
(以上 香川県)
- ・日当1,100円は安い。(愛媛県)
- ・実費弁償金額が少額ではないのか。
- ・今後の保護司人材確保という点からも実費弁償金だけでなく、面接回数に応じた日当的な活動費が担当保護司に支払われるようになれば、少しでも人材確保ができるのではないかと考えられる。対象者の更生や支援という崇高な理念や責任感・義務感・使命感だけでは、中山間地域における保護司人材確保は非常に厳しい状況となっている。
- ・保護司の活動は、基本ボランティアであり、社明等事業への参加は、各自の判断に任せているのが実情である。しかし、会の運営上必要な理事会等は出席を要請するため、日当と

旅費（5,000円程度）を支給しており、現状の実費弁償金1,100円では、会の持ち出しが大きい。
(以上 高知県)

○デジタル化の推進

- ・保護司本人の携帯（個人情報）を使用している現状であり、対象者との連絡用の携帯があれば良いと思う。（徳島県）
- ・保護司が、H@を活用した保護司活動があまりできていない。
- ・研修等のオンライン化、H@の活用が図れていない。
- ・デジタル化は必要であるが、全員の足並みを揃えるのは難しい。
- ・デジタル化については、保護司、保護司会がハード・ソフト面に対応できていない。
- ・保護観察所から保護司への依頼等について、メール等で保護司会経由にしているのを止めてほしい。誰が何をするのか分かりづらい。保護司会会长、事務局が保護司への依頼内容が必要な方のだけメール等で送ればどうか。
(以上 香川県)
- ・H@をもっと使いやすいものに。
- ・保護司が高齢化している中で、保護司会によってはＩＴの知識を持った保護司が少ない。育成が急務。
(以上 愛媛県)

○更生保護サポートセンターの充実

- ・保護司会やサポートセンターの在り方を現状に即したものにする必要がある。
- ・サポートセンターは地区の中心部にあるが、面接に利用できる保護司は少ない。
- ・保護司個人の家では面接しにくい人もおり、面接場所の確保が課題である。
- ・保護司宅での面接をしているが、対象者宅に近いコミュニティを利用するのもよいのではないか。
- ・サポートセンターが設置されたことにより、保護司が自宅を用いて面接することが困難な場合もサポートセンターで面接できるようになり、有効に利用されている。これまでに、かなりの数の利用例が出ています。また、サポートセンターは、地区保護司会の事務所として、センターとして適切に利用されている。保護司会の諸活動の連絡や会議など保護司が気軽に立ち寄り、話し合いができる場として、保護司のつながりの場として機能していると言える。
(以上 香川県)
- ・サポートセンターの存在の周知や活用事例等の広報啓発がまだまだ中途半端。
- ・サポートセンターについて、当該保護区のような広範囲の保護区では、そこを面接場所として利用しましょうと言っても、自転車で来るような対象者は来れない。保護区内に複数のサポートセンターの設置はできないのか。
- ・待遇については現状を可とする。面接場所については個人情報の保護に留意し、公共団体の施設を利用することがある。
(以上 愛媛県)

○保護司会の在り方

- ・待遇については現行のままで良い。
- ・ほぼボランティアで活動している現状では、若年層や有能な人材の確保は困難である。
(以上 徳島県)
- ・待遇や活動環境に対して問題はない。
- ・現状維持が無難で、それ以外の妙案はない。
- ・現状でよい。保護司の個人負担は軽減すべき。
- ・コロナ禍で、保護司同士の交流会や意見交換会が行えない。

- ・会計処理が複雑。
- ・事務的処理や会計面で煩雑になってきてるので、もう少し簡略化して欲しい。
- ・保護司の肩書だけで事件を担当していないと、自覚・意欲が低下する。
- ・犯罪予防活動は保護司会とは別の組織に依頼すべきである。現状では 保護司を続けるのはできなくなる。
- ・地域社会における防犯や社会を明るくする運動に関係行事などの負担を考えると充分な待遇とはいえない。保護司に対象者更生以外の職務を求めるのであれば保護観察所の充分な支援が必要。
- ・勤務している人は平日の研修会等に参加することが難しく、夜とか休日でも研修会をすれば保護司を推薦するのにしやすいかなと思う。
- ・保護司になるのに、今は定年後にならないと難しいのが現状である。若い人達ができるようと考えること。
- ・分区として研修会の企画、懇親会を通して、保護司同士の横のつながりを図っている。

(以上 香川県)

- ・特に問題なし。
- ・地区に限れば、保護観察や生活環境調整の件数は相当に減っている。かつ人口の減少は止まっていない。
- ・各保護司により保護司活動や事務処理にかける時間に差がありすぎる。
- ・各地区内で、保護司会の役職者になり手が少なくなっている。

(以上 愛媛県)

- ・一般の保護司（役に就いていない保護司）は、対象者を持っていない場合、研修会、他の行事への参加以外に活躍の場がなく、年間のうち数回の接触のみで、保護司の役割や使命を感じるところまで到達しない現実がある。今後、何らかの活動の場を設けることが必要ではないだろうか。
- ・個々が忙しい中で、ボランティアとして保護司活動を行っているのに、年々提出書類等が複雑化している。

(以上 高知県)

○社会的認知度の向上・広報の在り方

- ・社会的に保護司の認知度が低く、活動への理解がない人も多い。(香川県)
- ・民生主任児童委員などの情報が共有できていない。(愛媛県)
- ・社明広報活動における、保護司会からの広報関係グッズ等費用の持ち出しが多い。(社明横断幕、社明のぼり旗、広報用うちわ、ティッシュ、広報チラシなど) 社明活動の応報活動費用弁償は、広報グッズ等を含むとなっているが、現状では法務省のチラシを配布しても手にもとってくれないので、広報活動の時節にあった、うちわ等に社明広報や保護司会名を記載したグッズを同時に配布し、社明運動に関心を持ってもらうように色々と工夫している。(高知県)

【今後必要となると考えられる事項】

○会費・実費負担の軽減

- ・年会費を国費で支出できないか。金銭の負担のない活動。
- ・会費を徴収せずに会の運営ができないようであれば国は予算上対応すべき。なお、本保護司会は数年前から会費の徴収をしていない。無給のボランティアであるべきである。また、保護司個人の持ち出しが必要となる場合には費用弁償金の充実を図ること。
- ・有償ボランティア、保護司会運営の補償の充実、無償、持ち出しのボランティアをしてく

れる人はいるのか？

(以上 徳島県)

- ・無報酬性を維持するのであれば、保護司会運営のため会費はなしとし、国が運営活動資金を補助する。
- ・保護司会組織への会費の支払いを見直すことを検討すべきではないか。(以上 香川県)
- ・今後燃料費、交通費等の価格が高騰の折は調整をお願いしたい。(愛媛県)
- ・保護司活動の内容が、必ずしも補助対象とならない部分があることで、各自治体からの補助金に頼ることがある。大変心苦しい。保護司会への均等割プラス活動分となるような方法も検討して欲しい。現状の保護司会の活動実績に見合う、補助制度の確立を願う。(高知県)

○報酬制の導入

- ・報酬制等の何らかの措置が今後必要である。(徳島県)
- ・実費弁償金より報酬制がよい。
- ・報酬制にしたらどうか。
- ・最低限の報酬も必要かもしない。
- ・持ち出しあるいはしないようにすべきと考えると、せめて、会費分を上回るだけの報酬があつてもよいのではないか。
- ・報酬制により現在の実費弁償制の維持と充実を希望する。民生委員等と比較しても顕彰制度は充実していると思うが、内向きになっている。もっと地域社会にアピールが必要である。たとえば、新聞や広報誌に掲載するなど情報発信が必要である。(以上 香川県)
- ・定期駐在や定例研修以外にも保護観察官が保護区に来てほしい。保護司に対しては報酬・給与といったものは不必要だと思う。ただし実費弁償については充実させるべき。
- ・報酬制にはすべきでないと考える。無報酬だからこそ、できるのではないか？報酬だけを求めて保護司になろうとする者が出でなければ、対象者との関係も報酬ありきで関わってしまう。(以上 愛媛県)
- ・保護司は基本的にボランティアであり、無報酬が妥当。出席旅費の有無や会議参加への遠近格差等の問題への対応は、各保護司会のマネジメント機能が重要。(高知県)

○保護司実費弁償金の充実

- ・実費弁償金の充実。
- ・報酬制により現在の実費弁償制の維持と充実を希望する。民生委員等と比較しても顕彰制度は充実していると思うが、内向きになっている。もっと地域社会にアピールが必要である。たとえば、新聞や広報誌に掲載するなど情報発信が必要である。【再掲】(以上 香川県)
- ・柔軟な実費弁償金の支出や旅費の満額支給等を再考することを要望する。
- ・実費弁償金の引き上げ。たとえば、所謂ベイシックインカム部分と、実働部分に二段構成にしたらいかがか。
- ・実費弁償金を他のボランティア並みに引き上げてほしい。
- ・定期駐在や定例研修以外にも保護観察官が保護区に来てほしい。保護司に対しては報酬・給与といったものは不必要だと思う。ただし実費弁償については充実させるべき。【再掲】(以上 愛媛県)

- ・弁償金の引き上げ等
- ・広報活動の実費弁償金から諸費用分を外して、別途必要経費として請求できるようにしていただきたい。

- ・実費弁償金1,100円の根拠は不明で、数十年の間、金額の見直しなし。制度上から保護司会運営にかかる実費については、請求できるとし、保護司会活動を支援していただきたい。
- ・保護司の確保には苦労しており、現役の保護司もいることから、観察所や保護司会の要請による招集には、日当等費用を補償する方向でないと、今後、保護司の確保はより困難であると思われる。
- ・保護司会活動をして、実費弁償金を出されているのに聞いているが、実態とかけ離れているのではないか。国として支給しているというのであれば、保護司会として会計処理をすること自体に問題があるかもしれない、保護観察所の方で対処すべし。

(以上 高知県)

○デジタル化の推進

- ・若い在職者の保護司候補者確保の観点から、現行の実費弁償が移動に対する弁償であるのを時間拘束に対する弁償に変えるべきではないか？（理由）研修や各種連合における参加において、ZOOM等の参加では移動が伴わないとして実費弁償金が支払われない。（徳島県）
- ・保護司活動にデジタルを活用して推進を図る必要がある。
- ・デジタル化の推進が必要。
- ・メール等での連絡ができれば、事務の効率化になる。 （以上 香川県）
- ・保護司の育成について、パソコン・スマホ・タブレット等の取り扱いを保護観察所主導で研修会を開催するなど重点的に実施してほしい。（愛媛県）

○更生保護サポートセンターの充実

- ・サポートセンター施設や機能の強化
- ・サポートセンターの土日、夜間等の開設。
- ・保護区規模に応じた保護司会、サポートセンターの制度の検討が必要。
- ・保護司活動の拠点であるサポートセンターの充実や在り方が問われている。現状を変えたくても変えられない難しい状況が続いている。
- ・サポートセンターは市役所支所の一室を無償で利用しています。水道費、電気代、駐車場なども無償です。しかし、旧くなっている内装は、修繕したいところであり、サポートセンター運営費を分割しながら複数年で改修している実態があります。
- ・家族の理解が得られない、犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担であるという思いを取り除くためには、現状のサポートセンターだけでは不十分である。多様な面接場所の確保が必要である。 （以上 香川県）
- ・サポートセンターの存在の周知や活用事例等の広報啓発を積極的に図り、サポートセンターの積極的利用促進を図る。
- ・面接場所の確保について、観察所から行政に働きかける。
- ・保護司確保の面からもサポートセンター以外にも面接場所の確保が必要である。 （以上 愛媛県）

- ・サポートセンター事務所は、市役所・社会福祉協議会の協力により確保されているが、スペースに余裕がなく、面接にも不便である。
- ・対象者の面接場所について、サポートセンター以外の場所について、市町村などに借りる契約等を保護観察所が直接行う。
- ・面接場所等、対象者のプライバシーに一層配慮した場の確保が、今後ともより一層求められる。地方公共団体へ、面接場所の提供をより一層働きかけていただきたい。

(以上 高知県)

○保護司会の在り方

- ・保護司はボランティア活動と捉えているので現状では問題はない。
- ・人口減少が激しく、その上、刑法犯等の減少、対象者の減少が見られるので、定数の削減が必要である。
- ・少子高齢化や過疎化から人口が大きく減少し、また、対象者の件数も年々減少しているので、定数の見直しが必要な時期にきていると考える。
- ・保護司各自によってお金や立場の負担感が違うので難しい。
- ・保護司や保護司会に様々な要請をするのであればそれが負担にならない様な環境を整備して欲しい。
- ・ボランティアという名の活動には、限界がある。民間協力者等への部分委託や保護司会の運営も一考する必要がある。
- ・関係機関との連携は、予算枠が少ないと感じている。
- ・保護司同士の交流を図り、横のつながりを強化する。
- ・一日型、一泊型での研修旅行を通してのつながりを深めることを検討する。
- ・日帰り研修旅行も行っていきたいと考えている。
- ・若手の登用。
- ・理事会で決定後、担当部会で進行中の事業内容を大幅に見直すのであれば、トップダウンで降ろすと、一人一人の意見や考え方を聞くことができない。一方通行のコミュニケーションになり、主体性や、やる気にもかかわってくる。また私が担当する広報部会でも総意で決まったことが、何の説明もなく変更されている。地区保護司会は協議会から逸脱しているのではないか。
- ・保護観察所会計担当者の確認のもと、長年処理されてきた歓送迎会などの費用負担が今回否認された。会計制度が変われば速やかに伝えるべきである。担当者によっても会計処理の認識が違う。これでは分区の会計担当は大変である。
- ・事務処理を簡素化して欲しい。
- ・事務処理の簡素化を図る。

(以上 香川県)

- ・若手保護司の活動に対するボランティア休暇を推進する。国・民間での国民的運動の展開。
- ・保護司法第2条の定数は減らすべきではないか。連動して愛媛や地区も減数する。結果、分区の区域の見直しまで踏み込む時期に来ている。特に島しょ部。
- ・事件数が減少しているのであれば、保護司の定数を減らしてもいいのではないか。
- ・民生委員や学校等との連携をさらに緊密に図る必要がある。そのためにも、コミュニティスクール等での学校運営委員等の公的役職に保護司枠を作るなどの対応が望まれる。
- ・分区会やサポートセンターで交流を通して、保護司間の横のつながりを深め、保護司同士が何でも話し合い、相談し合えるような環境を作っていく必要がある。

(以上 愛媛県)

- ・各地区会の役職に応じた役職手当を新設してほしい。
- ・保護司がボランティアであることには変わりはないが、自助グループには名誉を、宗教団体には無償の行為の実践の場を、福祉関係者には認定制度によってメリットを与えることができると思う。
- ・法務省保護局も、ボランティアとして善意で活動している保護司（保護司会）を第一に考え、活動記録や申請書類等の簡素化を図るべきだと考える。
- ・無駄をなくすために、顕彰式典の簡素化が必要ではないか。長年にわたり貢献している人はともかく、経費削減を図り、その費用を対象者に寄り添った効果的な更生保護に費やすべきではないか。
- ・待遇、活動環境については、根本的に見直すべき課題ととらえている。

現状、理念だけが掲げられて、実態が伴っていないのではないか。

国民からすると、5年目・10年目・20年目の各保護司において、標準化された処遇を対象者に対して行っていると理解するのが当然であろう。

保護区によって、事件数、啓発活動の必要度が異なるのは理解できるが、保護観察等において、約47,000人の保護司が、必要最低限のガイドライン等に基づいた対象者への支援をしているのか、また、対象者への効果的な啓発ができているのか、甚だ疑問に感じる。

当保護司会においても44人の保護司がいるが、保護司としての処遇面において温度差があるのは否めない。ただ、標準値なるものがないので、現況打開できるものを保護司会として持ち合わせていない。

再犯防止対策の重要性を唱えているが、ナショナル・ミニマム的な概念を導入しないと現状打破できないのではないかと考える。

(以上 高知県)

○社会的認知度の向上・広報の在り方

- ・社会的認知度を向上させることで有職保護司が活動しやすい環境を作ること。
- ・保護司という役割の社会的認知度を上げると共に重要性を広報することが大事。
- ・保護司活動等について広報などによって周知する。
- ・報酬制により現在の実費弁償制の維持と充実を希望する。民生委員等と比較しても顕彰制度は充実していると思うが、内向きになっている。もっと地域社会にアピールが必要である。たとえば、新聞や広報誌に掲載するなど情報発信が必要である。【再掲】
- ・公開ケース研究会は内容がマンネリにならないように、常に犯罪非行予防・更生保護的な観点から見直しが必要だと思います。数十年同じ内容でよいのでしょうか。事業効果の検証も含め、もっと末端の意見を吸い上げることが重要ではないでしょうか。

(以上 香川県)

- ・保護司制度は、地域社会の安全・安心にとって欠くことのできない制度であることを踏まえ、保護司の使命を地域住民に周知し、理解してもらうことが大事ではないか。そのためには、7月の社会を明るくする運動へ如何にして参加住民を増やすかが、誰一人取り残さない社会的包摂と合致した取組みになるのではないか。(高知県)

- MEMO -

分科会協議結果報告及び全体協議

«第1分科会» 「推薦・委嘱の手順、年齢条件」「保護司の使命」

«第2分科会» 「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」「保護司の使命」

『第3分科会』 「待遇、活動環境」「保護司の使命」

『全体協議』

講評

四国地方更生保護委員会委員長 辻 裕子

令和5年度四国地方保護司等代表者協議会役割表

【協議員関係】

役割	第1分科会	第2分科会	第3分科会
分科会 司会	高木 和幸 (愛媛・西条)	植松 勉 (香川・高松)	矢野 泰幸 (高知・土佐)
分科会 結果報告	小坂 敏春 (徳島・阿南那賀)	竹田 元久 (高知・幡東)	岡田 泰司 (愛媛・今治)

【更生保護官署職員関係】

職員関係	委員会	徳島	高松	松山	高知
講評	辻委員長				
助言	西江事務局長 (全分科会) (全体協議)	磯久所長 (第2分科会) (全体協議)	多田所長 (第1分科会) (全体協議)	谷本所長 (第3分科会) (全体協議)	藤本所長 (第3分科会) (全体協議)
総合司会	藤島法務事務官				
全体協議司会	東山更生保護管理官				
会場責任者	東山更生保護管理官・伊賀四保連事務局長				

協議員（研修員）名簿

徳島県保護司会連合会会長	森 廣一	第2分科会
香川県保護司会連合会会長	西原 弘昌	第1分科会
愛媛県保護司会連合会会長	木田 雄三	第1分科会
高知県保護司会連合会会長	尾崎 盛裕	第1分科会
徳島県保護司会連合会事務局長	竹内 和明	第3分科会
香川県保護司会連合会事務局長	筒井 建策	第1分科会
愛媛県保護司会連合会事務局長	上田 廣章	第2分科会
高知県保護司会連合会事務局長	藤村 治孝	第3分科会

<第1分科会 15名>

徳島県		香川県		愛媛県		高知県	
保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名
阿南那賀 海部 名西 美馬	小坂 敏春(報) 中張 茂 河崎 誠治 青木 茂生	善通寺 三豊	関 清伸 森 富夫	四国中央 西条 大洲 西予	藤川 和章 高木 和幸(司) 東 太一 米谷 向史	安芸 嶺北 北仁淀 高陵 渭南	清岡 豊 和田 善明 須賀 不二男 田部 雅彦 黒原 一寿

<第2分科会 17名>

徳島県		香川県		愛媛県		高知県	
保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名
阿波吉野川 三好 徳島自立会	佐藤 幸男 藤本 忠 美馬俊浩 讃岐修習会	大川 高松 丸亀	安富習学 植松 勉(司) 木下眞一 鈴木範保	新居浜 松山 宇和島 南宇和	鴻上勝美 門間隆幸 土居通興 宇都宮 照雄	高知 香北 香南 南国 幡東 高坂寮	出木 勉 福留 康正 北川俊一 濱田 清貴 竹田 元久(報) 平野 雅孝

<第3分科会 17名>

徳島県		香川県		愛媛県		高知県	
保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名	保護区	氏名
徳島 鳴門板野 小松島	長尾 博志 原田 玄洋 坪井 恵子	小豆 坂出 観音寺 高松	谷部 達海 浦野 雅士 藤田 一 藤本 邦人	今治 伊予 上浮穴 八幡浜 愛媛保護会	岡田 泰司(報) 松岡 司志 十川 章一 末光勝幸 河野 賢嗣	芸東 土佐 高吾 高幡 幡西	町田 又一 矢野泰幸(司) 下川芳樹 武内文治 山崎捷二

*分科会司会者は(司)、分科会結果発表者は(報)と記載。

参 列 者 名 簿

全国保護司連盟 事務局長	吉 田 研一郎
保護局更生保護振興課 企画調整官	中 島 祐 司
保護局更生保護振興課 地域活動推進係員	清 水 夕希菜
四国地方更生保護委員会 委員長	辻 裕 子
四国地方更生保護委員会 事務局長	西 江 尚 人
持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 構成員	宮 川 崇
徳島保護観察所 所長	磯 久 隆 夫
高松保護観察所 所長	多 田 美奈子
松山保護観察所 所長	谷 本 誠 司
高知保護観察所 所長	藤 本 健 一
四国地方更生保護委員会 更生保護管理官	東 山 和 憲
四国地方更生保護委員会 更生保護管理官付	藤 島 汐 里
四国地方保護司連盟 事務局長	伊 賀 良 弘